

1. 件名「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング⑥」

2. 日時：平成28年12月22日 13時15分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、小嶋主任調査官、中村主任調査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

川内首席調査官、野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

東京電力ホールディングス（株） 原子力設備管理部 副長 他9名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングスから、福島第二原子力発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（2相ステンレス鋼の熱時効、その他の経年劣化事象、耐震安全性評価、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○2相ステンレス鋼の熱時効に関して、

・ステンレス鋼鑄鋼製機器の熱時効劣化評価対象部品の抽出プロセス

○耐震安全性評価に関して、

・高経年化対策上着目すべき経年劣化事象でない事象として、「③現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、運転を断続的に行うことを前提とした場合には経年劣化の進展が考えられるが、冷温停止状態が維持されることを前提とした場合には経年劣化の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象」の区分（耐震安全性評価の対象とし、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として扱うもの）を適用しない理由

を提示すること。

（2）東京電力ホールディングスより、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

東京電力ホールディングス資料：

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所 4号炉高経年化技術評価質問事項への回答